

高等学校における公教育の社会的責任

—「学校から社会への移行」という視点から—

濱野和人

1. はじめに

近年、日本の産業構造は大きく変化し、第三次産業が占める国内総生産額の割合は1970年代半ばに約50%、1980年には58%を超え、今日では、サービス経済化といわれるまでに第三次産業中心の社会が形成されている。そのような中で、高等学校教育からも期待されるビジネス・パーソンを輩出してきた。中でも、人的（社会的）隔たり、時間的隔たり、空間的（場所的）隔たりを解消する流通分野の重要性が認識・浸透、企業経営の根幹を担う会計処理や事務処理の正確性、さらには情報化社会の進展によるコンピュータ化されたインフラ整備等、さまざまな第三次産業（商業経済）の中で働くビジネス・パーソンを輩出し、微力ながら社会成長に影響を与え、経済発展に対する人的貢献をしてきた。

現在の高等学校教育は、完全学校週5日制の下で、1998年度に学習指導要領が改訂、2003年度より新教育課程が導入されている。教育内容の吟味・選定、選択科目による学習の幅の拡大、総合的な学習の時間（総合学習）の設置、情報化・グローバル化への対応を図るとともに、「学校の創意工夫ある教育」を推進することを基本的視点とし、各学校がゆとりのある教育活動を展開し、「生徒たちに生きる力を育む」ことを基本的ねらいとしている。「学校の創意工夫ある教育」は、教育の多様性という視点から「特色ある学校づくり」や「魅力的な学校づくり」⁽¹⁾として、教育の画一化が図られていた時代と比較すると、分野的にも内容的にも教育の自由化が図られ、教育現場の判断による教育環境やカリキュラムを提供できるようになったといえる。

しかしながら、教育の自由化も完全に自由が与えられているわけというのではなく、「一定の範囲」内においてのみ導入・実施可能となっており、この「一定の範囲」が教育関連法令である。近年においては、「法令は人を守るためのもの」であることが再確認されていることも重なり、法令の範囲を超える、もしくは法令そのものを改定し創意工夫ある教育に取り組みなければ本当の教育の自由化は図れず、生徒たちに生きる力を育ませることはできないという教育現場の意見もある。

そのような中で、7・5・3現象といわれるように、近年では高卒者による早期離職率が5割という事態が起きている。この現象にはさまざまな要因が複雑に絡み合っているが、そのひとつには「学校教育において職業教育をどのような位置付けとして扱い、どのように対応していくか」という問題、いわゆる「学校から社会への移行」問題が関わっている。「学校から社会への移行」問題は、1976年のEC「青少年の労働への準備改善と彼らの教

(1) 内閣府「平成18年版青少年白書」第4章第2節

育から労働生活への移行促進のために採られるべき諸措置に関する決議」⁽²⁾ や1978年のOECD・CERI『労働と教育の間の連携』⁽³⁾ が発表されて以降、若者の失業率増加や高学歴化等を社会的背景に指摘されている。日本における「学校から社会への移行」問題の検討は、主として教育社会学や労働経済学の分野から研究が進められてきた。また心理学や教育学（とりわけ進路指導論）の分野においてもこの問題に対する研究は進められてきたが、前者は context や output 面からの研究、後者は生徒の職業観や職業選択面からの研究として扱われてきた（寺田 2004:1-2）。これらの研究は一定の成果として、広く高等学校教育の現場に影響を与えてきたといえるが、これらの研究は外的要因および内的要因のいずれかの要因に基づき、「特別活動教育としての職業教育」としてアプローチを行っている。

一方で、少子化という急激な時代の変化による著しい教育環境の変化も加わり、こうした教育の自由化の波は、魅力ある学校が人を集め、魅力のない学校は統廃合を余儀なくされるといった、ある種の教育環境維持のための生存競争に拍車をかける結果となった。中でも高等学校においては、激化する生存競争の中で「創意工夫ある教育」と「健全な経営」のバランスが重要となっている。また、地域・社会との更なる共生が求められており、地域・社会への社会的貢献も重要な課題となっている。これらの現状を鑑みると、学校教育は「健全な経営」を行っているとはいえず、複合的（多面的）な視野に立って捉え直していく必要がある。

そこで本稿では、「創意工夫ある教育」と「健全な経営」を別々に考えるのではなく、「創意工夫ある教育を行うための健全な学校経営」として捉え、高等学校における公教育の社会的責任（ESR）について検討を行う。具体的には、「学校から社会への移行」という視点から、従来の「特別活動教育としての職業教育」ではなく、公教育としての社会的責任のひとつである「学校教育の機能・構成要素としての職業教育」が果たされているか検討を試みる。

2. 健全な学校経営と高等学校教育における責任

2.1. 結果報告としての「責任」と意思決定行為としての「責任」

高等学校教育は、学校教育法に基づき、学校教育のひとつとして位置付けられている。教育基本法第6条⁽⁴⁾および同第8条⁽⁵⁾では学校教育を行う学校は「公の性質をもつ」と規

(2) Resolution of the Council and of the Ministers for Education Meeting within the Council of the 13 December 1976. In. Council of the EC; *European Educational Policy Statements*. Brussels, Luxembourg 1987.

(3) OECD: *Alternation between Work and Education*. 1978.

(4) 教育基本法第6条（学校教育）

1. 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。
2. 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

定している。この2つの条文が規定するところは、公立学校による教育にせよ、私立学校による教育にせよ、公共性を有する学校教育、すなわち公教育⁽⁶⁾であるということである。学校教育は、進学率15%以下でエリート養成を主とする段階を「エリート型」、進学率が15%を超え、高校教育がマス化する段階を「マス型」、進学率が50%を超えた段階を「ユニバーサル型」とした量的3区分に分類できる⁽⁷⁾。また、上位学校への進学準備と社会生活・職業生活への移行準備という教育目的の比重で分類した場合、前者は「進学準備教育型」、後者は「完成教育型」の2区分となる（今井 1990）。今日の高等学校教育も、量的2区分と教育目的3区分による段階的類型（表1）を参考にすれば、進学状況が9割を超えており、既に「ユニバーサル型」の教育（ユニバーサル進学準備教育型、ユニバーサル完成教育型のいずれか）となっている。

表1 高等学校教育の段階的類型

	進学準備教育型	完成教育型
エリート型	エリート進学準備教育型	エリート完成教育型
マス型	マス進学準備教育型	マス完成教育型
ユニバーサル型	ユニバーサル進学準備教育型	ユニバーサル完成教育型

参考：今井（1990:127-128）

高等学校教育は、身分制秩序からメリトクラティック（能力主義的）な社会秩序への転換の中で発展してきた。しかしながら、近年では従来のメリトクラシー（能力主義）から、「人間力」「活用力」「応用力」に代表されるポストモダン型メリトクラシー（新しい能力主義）への社会的認識の移行により、学校教育そのものが大きく問い直されようとしている。一方で、高等学校教育は「ゆとり教育」と「特色ある教育」の挟間で「行き過ぎた新自由主義的構造改革」や「行き詰まった新自由主義的構造改革」と批判も多く「脱ゆとり教育」に方向転換を余儀なくせざるをえない状況があることも事実である。これは見方を変えれば、学校への注目度が増加しているということであり、学校への社会的期待の高まりに対する実践的回答が求められているということである。

(5) 教育基本法第8条（私立学校）

私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(6) 公教育とは、「公の目的」によって行われる教育の総称のことであり、一般的には国、地方公共団体、学校法人により設置・運営される学校で行われる教育のことを指す。

(7) 「エリート型」は、主に能力、財政、地位等、ある一定以上の条件や環境が整備されている者（いわゆる「エリート予備軍」）で構成され、「就学するのは珍しい」「一般的には就学しないのが普通である」という社会的認識を持った状態を指す。「マス型」は、ある一定以上の条件や環境が整備され、「就学する必要がある」と捉える社会的認識が大衆化された状態を指す。「ユニバーサル型」は、その段階の教育を受けないことが計り知れないマイナスと捉え、社会的認識として「就学するのが普通である」ことが一般的となる状態を指す。

学校教育そのものが大きく問い直されようとしている中で「学校責任」という用語が学校経営の分野で度々使用されるが、学校経営における「学校責任」は学校長をはじめとした教職員による「学校の説明責任」(school accountability)を指す場合が多い。そもそも会計学の用語である「説明責任」(accountability)は、アメリカにおいて1960年代から1970年代に公共機関が税金の出資者でかつ主権者である国民に対する会計上の公金の使用説明について生まれた概念であり、財産をいかに正しく管理したのか、またいかに正しく処理したのか、証拠を示して説明できるようにしておく義務である。現在ではこの概念が行政やその他の分野において、直接的利害関係者(stockholder)に対してその活動の意思決定行為(向かう方向性や権限行使の予定、内容)および結果報告を行う義務⁽⁸⁾として広く使用されている。教育行政にもこの「説明責任」が導入されたこと、そして学校経営の柔軟化に向けた「特色ある教育」「学校・家庭・地域連携への取り組み」等の導入も相まって、公教育の機能を有する学校教育にも「説明責任」が導入されるようになった。

しかしながら、実際の学校教育における「説明責任」は、紙媒体(学校新聞等)もしくは電子媒体(Webサイト等)による「学校情報の提供」であることが多い。他方で「説明責任」は、いじめによる自殺、教職員による暴力、セクハラ、公費横領をはじめ、学校内で起きた不祥事対策の方法としてよく使用される。確かにこれらの「説明責任」は結果報告という点で間違った行為とはいえないが、意思決定行為としての「説明責任」を行っているわけでもない。学校への社会的期待に対する実践的回答を踏まえた場合、意思決定行為としての「責任」も取る必要がある。

意思決定行為としての「責任」とは何かを考えた場合、21世紀に入って以降、急速に浸透するようになった「企業の社会的責任」(CSR: Corporate Social Responsibility)(以下、CSR)という概念に求めることができる。企業はその経済活動の中において必要とされなければ倒産という結末に辿り着く。持続可能企業(期待される企業)として経済活動を行い続けるためには社会的容認(信頼)を得なければならない。この社会的容認(信頼)は直接的利害関係者のみならず、間接的利害関係者を含む利害関係者全体(stakeholder)に対してその「責任」を全うすることで獲得することができる。この「責任」を中心とした経営のあり方そのものがCSRである。CSRの視点から見れば、学校教育も社会的期待に対し、結果報告としての「責任」と意思決定行為としての「責任」の両方を全うしなければ、社会的容認(信頼)を獲得することはできない。社会秩序への転換や急速な少子化の中で、義務教育ではない高等学校教育の「責任」欠如は公教育そのものに対する不信感に拍車をかける結果となっている。このような結果に対し、その対策として高等学校は「公教育としての社会的責任」(ESR: Education Social Responsibility⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾)(以下、ESR)

(8) ここでいう「義務」は強制的な義務はなく、あくまでも努力義務である。

(9) 本来であれば、“Social Responsibility of Public Education”と訳すべきであるが、CSRの視点に準じるため、“Education Social Responsibility”(ESR)を採用した。なお、「公教育」の“公: public”を省略している理由は、日本において一般的に「公教育」を「教育」と省略することが多いためである。

(10) 別の見方をすれば、「学校の社会的責任」(SSR: school social responsibility)や「教育者の社会的責任」(ESR: Educators for Social Responsibility)ということもできる。「教育者の社会的責任」という点では、1982年以降、アメリカのオンライン教師センター(Online Teacher Center)が「安全で民主的で正当な世界の形成を目指し、すべての若者が学校で成功するべく、安全で公正な学校の設計と運営を行う支援」として高等学校の再設計に関与している。

に目を向ける必要がある。

2.2. 「学校から社会への移行」に関する法的根拠

すべての高等学校は普通教育と専門教育を実施しなければならない。その根拠は教育基本法第1条および学校教育法「第6章 高等学校」第50条および51条に求めることができる。

教育基本法第1条では、次のように規定している。

(教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

また、学校教育法「第6章 高等学校」第50条および51条では、次のように規定している。

第50条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第51条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 2 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 3 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

(太字・下線は筆者が示すポイント)

この条文に規定されている重要ポイントを抜き出すと、高等学校は生徒に対し、『(1) 普通教育及び専門教育を施し、国家及び社会の形成者として必要な資質を養い、専門的な知識、技術及び技能を習得させ、社会の発展に寄与する態度を養う』ことを目的のひとつとしていることがわかる。

近年では、学校・家庭・社会（地域含む）が個別に教育活動を展開するのではなく、「融合」「連携」「協働」といった言葉を前面に出した有機的な結びつきによる取り組みを進めている。これは教育分野のみならず、福祉や雇用といった各関連分野における取り組みの総合的推進を目指したものである。この総合的推進を国全体の施策として図ることを目的に、子ども・若者育成支援推進法（以下、支援法）が公布（平成21年7月8日）された。

この支援法は「第1章 総則」第1条でその目的を規定している。目的は次のとおりである。

第1条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、（…中略…）子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、（…中略…）、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。
（太字・下線は筆者が示すポイント）

以上、これらの条文に基づけば、全ての高等学校において普通教育（一般教育）と職業教育（専門教育）の両方を指導することが学校教育の担うべき役割であり、その公教育としての社会的責任（ESR）ということになる。

3. 高等学校における職業教育

3.1. 高等学校教育と職業指導

3.1.1. 学問の自由と学習権

日本が資本主義経済に移行した1872年の学制発布により、職業指導は科学知識の習得を学校で、技能習得および職業訓練は社会（職場）で行うという二系統で展開された。日本の職業指導の定義は、米国職業指導協会（NVGA：National Vocational Guidance Association）（1937）の定義をそのままを翻訳・引用し、文部省（当時）の「職業指導の手引き」に掲載されたのがはじまりである（吉田・篠 2007, 宮崎 2008）。

1947年の学校教育法では、中学校の教育目標は「社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んじる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養う」、同じく高等学校は「社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させる」と記されている。1958年には「職業指導」から「進路指導」へ変更された。

日本国憲法「第3章 国民の権利及び義務」に該当する第23条は「学問の自由は、これを保障する」と定めている。憲法が規定する学問の自由とは、以下の3つの内容があると考えられている。

- ① 学問研究の自由
- ② 学問研究結果の発表の自由
- ③ 教授の自由

この3つは分かりやすくいえば、①学問研究の自由は「いつでも、どこでも、誰でも、

どんな内容でも学習することができる権利」、②学問研究結果の発表の自由は、①を受けて「学んだ結果を成果として広く他者に対して公表できる権利」、③は「②の成果を他者に対して教える・指導することができる権利」である。すなわち、「学習や研究に関しては誰からの強制的妨害も受けることはない」ということになる。また、同第26条では次のように規定している。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

この第1項は第23条に基づく「子どもの学習権」（自由権的側面）を具現化するために、政府に対し合理的な教育制度と教育環境を整備することを要求する権利（社会権的側面）である。一方、第2項では、「普通教育を受けさせる義務」がその子どもの保護者にあるとしているが、これは一般的に主要5科目（国語、社会、数学、理科、英語）のみを指している。そのため、職業教育についてはこの項では規定されていないが、社会権的側面からみれば、職業教育も自由権的側面に対応する学習内容のひとつとして認識しても良いといえる。

理産審答申（1998）においては、普通科における職業教育について、「急速な社会の変化に伴い、学校教育終了後も生涯にわたり職業生活に必要な知識や技術・技能の向上に努める必要性が高まりつつある一方で、最近の若者は働くことに対する意識が希薄である」との指摘もなされている。したがって、初等中等教育における職業教育は専門学科においてのみなされるべきものという従来の認識を改め、普通科や総合学科においても、生徒の実態に応じ、働くことの意義、喜び、楽しさや苦しさを学び、職業生活を送るための基礎的な知識や技術・技能に関する学習の機会を充実することが必要である。

3.1.2. 高等学校教育における職業指導の実状

しかしながら、1960年の高等学校学習指導要領改訂以降、職業教育は、主として特別教育活動（特別活動・ホームルーム等）に限定され、以降1998年まで「進路指導」と称され、今日ではキャリア教育と称して導入・実施されている。

「キャリア教育」という言葉は、中教審答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」（1999年12月）の中で、小学校以降、発達段階に応じたキャリア教育の実施の必要性を提言したのが始まりである。この答申では、学校種間における接続だけではなく「学校教育と職業生活との接続」をその課題とし、「小学校段階から発達段階に応じてキャリア教育を実施する必要がある」とその必要性を示した。しかしながら、国全体としての取り組むべきとしたキャリア教育について、当時はまだその定義自体が明確となっていなかった。手探り状態のキャリア教育の施策が続く中、その定義が明確となったのは2004年のことである。2004年1月、文部科学省が「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書～児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために～」の中において、キャリアを「個々人が生涯にわたって遂行する様々な立場や役割の連鎖及びその過程にお

ける自己と働くこととの関係付けや価値付けの累積」と初めて定義し、キャリア教育はその関係付けや価値付けの累積を加速させるための教育であるとした。

この定義付けを皮切りに、キャリア教育に関する具体的な戦略が次々と打ち出されるようになる。まず2003年4月、若年者の雇用問題に対し政府全体として対策として、関係4閣僚（文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣・経済財政政策担当大臣）により構成された若者自立・挑戦戦略会議を設置し、同年6月、教育・雇用・産業政策の連携強化による総合的な人材対策として「若者自立・挑戦プラン」（キャリア教育総合計画）を提案している。2004年6月には、関係4閣僚に内閣官房長官を加え、同プランに実効性・効率性の視点を加え、基本的方向及び具体化の取りまとめを行った「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」（同年12月）、農林水産大臣を加え関係府省が連携して各施策の具体化について検討を進めた、改訂版「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」（2005年10月）が次々と公表されている。

「若者自立・挑戦プラン」は、高い失業率、増加する無業者、フリーター、若者を取り巻く雇用情勢が極めて厳しい状況の中において、若者の職業能力の蓄積がなされず、中長期的な競争力・生産性の低下といった経済基盤の崩壊や社会不安の増大等、深刻な社会問題が起りかねないという問題意識から、若年者の働く意欲を喚起しつつ、全てのやる気のある若年者の職業的自立を促進し、若年失業者等の増加傾向を転換させることを目的としたものである。

「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」および同改訂版では、依然として高い若年失業率、増加するフリーターや無業者といった問題の重要性に鑑み、若者自立・挑戦プランの強化の基本的方向およびその具体的強化のために必要な概算要求等を取りまとめている。このプランでは、学校段階からのキャリア教育を推進と効果の実施のための地域レベルでの連携強化、職業意欲が不十分な若年者や無業者に対する総合的な対策の推進、企業内人材育成の活性化促進と産業競争力の基盤である産業人材の育成・強化、ジョブカフェや日本版デュアルシステム等の推進と的確な評価に基づく事業成果の向上、若者問題への国民的な関心の喚起と国民全体で取り組みを推進するための広報・啓発活動の積極的実施、をそのポイントとしている。

これらの各種プランでは、「キャリア教育や職業体験等の推進」を今日のかつ国家的な課題とし、「若者が勤労観、職業観を身に付け、明確な目的意識を持って就職するとともに、仕事を通じて社会に貢献する」ことが可能となるよう、高等学校においては、特色ある取組を行う専門高校等への支援（スーパー専門高校）や専門高校等への「日本版デュアルシステム」の導入を推進している。

また、進路指導・キャリア教育等の施策を推進するために、インターンシップ連絡協議会の開催やキャリア教育推進フォーラムの開催、キャリア教育推進地域（47地域）のキャリア教育実践協議会の開催、キャリア教育の学習プログラム開発、実践協力校による小・中・高等学校で一貫した指導内容・指導方法等の開発、キャリア・アドバイザーの活用、職場体験活動等を行う「新キャリア教育プラン推進事業」（2004年～）、キャリア・スタート・ウィーク地域ですすめるみんなの職場体験事業、キャリア・スタート・ウィーク地区別協議会の開催、職場体験・インターンシップの在り方についての調査研究を行う「キャリア教育実践プロジェクト」（2006年～）、等にも取り組んでいる。

高等学校におけるキャリア教育の推進に関する調査研究協力者会議は、その報告書「普通科におけるキャリア教育の推進」（2006年11月）の冒頭において、「児童生徒が『生きる力』を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題を柔軟にかつ、たくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするキャリア教育が強く求められています」と述べており、政府による国家政策のひとつとしてキャリア教育を広く周知し、今日の学校教育において大きな柱のひとつとして位置付けている。

これら政府の動向をみていくと、キャリア教育で育もうとする能力は、(1) 激しい社会の変化に対応していく能力（適応能力）、(2) 主体的に自己の進路を選択・決定できる能力（人間形成能力）、(3) 社会人・職業人として自立できる能力（社会形成能力）、の3つであることがわかる。この3つの能力の育成を学校教育活動に当てはめた場合、(1) は関係性への対応という点で「課外活動における指導」（特別教育活動や部活動の指導等）、(2) はキャリア教育の前身である「進路指導」、(3) は「職業指導」の場面で行われることになる。

3.2. 職業選択に関する学校の役割

日本の新規高卒者の職業への移行において、職業選択に関する学校の影響は大きい。それが職業紹介および職業斡旋である。戦後、進路指導は生産教育論の立場から、(1) 勤労者たるべき基本的態度と習性の育成と、(2) 個々人の適正職業方向の発見、という2つの目標が設定された。その主旨は学校教育法において中学・高校の教育目標のひとつとされ（市村 1993:20）、1949年に改正された職業安定法第25条3項および33条2項の規定による学校への職業安定業務の一部委任という法的根拠としても記された。現在の職業安定法では第26条および第27条が法的根拠となっている。

（学生生徒等の職業紹介等）

第26条 公共職業安定所は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）の学生若しくは生徒又は学校を卒業した者（政令で定める者を除く。以下「学生生徒等」という。）の職業紹介については、学校と協力して、学生生徒等に対し、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、職業指導を行い、及び公共職業安定所間の連絡により、学生生徒等に対して紹介することが適当と認められるできる限り多くの求人を開拓し、各学生生徒等の能力に適合した職業にあつせんするよう努めなければならない。

2 公共職業安定所は、学校が学生又は生徒に対して行う職業指導に協力しなければならない。

3 公共職業安定所は、学生生徒等に対する職業指導を効果的かつ効率的に行うことができるよう、学校その他の関係者と協力して、職業を体験する機会の付与その他の職業の選択についての学生又は生徒の関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

(学校による公共職業安定所業務の分担)

第27条 公共職業安定所長は、学生生徒等の職業紹介を円滑に行うために必要があると認めるときは、学校の長の同意を得て、又は学校の長の要請により、その学校の長に、公共職業安定所の業務の一部を分担させることができる。

2 前項の規定により公共職業安定所長が学校の長に分担させることができる業務は、次に掲げる事項に限られるものとする。

- 一 求人申込みを受理し、かつ、その受理した求人の申込みを公共職業安定所に連絡すること。
- 二 求職申込みを受理すること。
- 三 求職者を求人者に紹介すること。
- 四 **職業指導を行うこと。**
- 五 就職後の指導を行うこと。

この規定に基づき、企業は個々の高校生に対して直接的アプローチをかけるのではなく、学校を介した間接的アプローチを行うように義務付けられている。また、学校は職業斡旋の主体として、生徒を企業に推薦する役割が与えられている。

人格の能力の質を高めるために、教育は主体の自発的学習を含む教育が必要であり、主体の可能性を主体自身に意識させる筋道を踏むべきである(矢川 1976)。Superは職業指導を、「個人が自分自身と働く世界における自分の役割とについて統合されたかつ妥当な映像を発展させまた受容すること、この概念を現実に照らして吟味すること、および自分自身にとっても満足であり、また社会にとっても利益であるように時が概念を現実に転ずることを援助する過程」(Super 1960, 1961)と定義しているが、自己の可能性を意識させ、職業的自己実現、社会的自己実現への筋道をつけることが職業指導の役割である。

日本の学校と海外の学校の職業指導を比較すると、日本の職業指導は独自の職業選択システムとなっていることがわかる。荻谷は、「学校が就職者の職業的配分に直接かかわることは、国際比較の観点から見て、必ずしも一般的なことではない」(荻谷 1988:149)と指摘する。アメリカの高校では、大学進学者に対してカウンセラーの指導が重要な決め手となることが知られているが、高卒就職者については学校の影響力はほぼ皆無である。イギリスの中等学校においても、生徒の就職のように、中等学校修了者に徒弟制の職業訓練を与える場合にも、学校は職業的選抜に直接的には関与しない。職業的選抜の学校への委任は、少なくとも中等教育修了者に関する限りにおいては、他の先進国にはほとんどみられない現象である。日本は独自の職業選択システムを築いてきたが、その反面、問題も多い。例えば、小中高の進路指導・キャリア教育は、直接的な職業能力形成の視点よりも、人間形成と社会形成の二つの大きな意義を持ち合わせていたり、進路指導理論や実践においては、「適性」や「主体性」といった指導理念が指針となっている⁽¹¹⁾が、この点については、指導理念における「個性の尊重」が必ずしも男女の幅広い進路選択につながっていないということも懸念されている⁽¹²⁾。また、永露(2007:142-143)が指摘するように、文

(11) 例えば、春日井(2006)等を参照されたい。

(12) 例えば、中村(1998)等を参照されたい。

部科学省・教育界と経済産業省・産業界の「キャリア」には差異がある。文部科学省・教育界における「キャリア」は、「教育理念に基づき、段階的に発達するもの」という〈個人ベース〉、一方、経済産業省・産業界における「キャリア」は、「経営戦略に基づき、計画的に開発するもの」という〈組織ベース〉となっている。また、キャリアは社会生活・職業生活との関わりによって築かれていくものであり、社会的ニーズとの連動は欠かすことができない。

4. 高校生の職業意識と進路選択

4.1. 「良い仕事」としてのビジネス

ここで学校教育が担うべき役割のひとつである職業教育における「職業としてのビジネス」とは何かという問題が出てくる。そもそもビジネス (business) は、日本語で家業、事務、業務、仕事、執務、営業、実業、事業、企業、商売、取引、売買、商況、店、会社、商社、のれん、用務、用事、用件と訳される。とりわけ職業や商業、仕事と訳されるのが一般的であるが、本来ビジネスは“busy-ness”，つまり「忙しい状態になる」ことを意味する。ビジネスという言葉が日本で頻繁に使用されるようになったのは1980年代頃のことであり、当時の日本では商社マンを指してビジネスマンと呼んでいた。日本におけるビジネスは一般的に「営利企業における経済行為 (商行為)」を指すことが多い (狭義解釈)。しかしながら、近年では営利活動のみならず公による活動や非営利活動にいたるまで、ビジネスを「事業目的を実現するための活動の総体」として捉えるようになってきている (広義解釈)。前者は営利企業の目的である「利益活動」を経済活動の根幹としてその意義を成しているが、後者は経済活動の根幹を「経済的収支が絡む活動」とし、その本質を「人間や社会に役立つ活動」としてその意義を成している。近年では、ビジネスを広義解釈として捉え、「使命実現のために社会的価値を創り出す経済活動」そのものがビジネスであると判断するビジネス・パーソンが増加しているといえるだろう。

では「良いビジネス」とは何か。これを言い換えれば、「良い仕事」とは何かという問いになる。「良い仕事」とは人間が人生の中で輝くことができる仕事であり、自分にとっても他者に対しても有益な仕事である。一方、「悪い仕事」とは人間が人生の中で重荷でしかない仕事であり、無益な労苦に過ぎない。良い仕事には、「休息という希望」「生産物という希望」「仕事自体の楽しさという希望」があり、悪い仕事にはこれら3つの希望が存在しない。これら3つの希望を兼ね備えて初めて「良い仕事」となる。すなわち、この「良い仕事」は「価値を創出することができる仕事」である。これ以外の仕事はすべて「価値のない仕事」であり、生きるための労苦にすぎない奴隷の仕事、悪い仕事である (杉村 1997:117-118)。杉村の定義に従えば、ある程度生活できる収入が得ることができ、それなりに自分のやりたいことや能力を発揮することができ、他者と一緒に働きつながらを持つことができれば、よい仕事に就いているということになる。

また、良い仕事における成果はそれなりに善い行いとなって反映されているはずである。Lewis は、良い仕事の成果という点から、本当に良いモノを作る良い仕事 (good work) は善い行い (good works) に通じるとしている。それは、Lewis が社会を「心性の墮落せる商業主義社会」と捉えており、そのような状況の中ではいかにして良い仕事が可能と

なり得るのか、また良い仕事はどのような形を取るのかを考えていた（杉村 1997:142, 西村 2004）からであり、Lewis もまた、「良い仕事」を Morris や Schumacher らが指摘していたのと同様の捉え方をしている。「人間は生きていくために働くのか、それとも働くために生きるのか」という議論があるが、今日、「良い仕事」は単純に金銭的な給付の多少に依存するとは限らない。Morris, Schumacher や Lewis らの定義に基づけば、個人にも組織にもプラスの相乗効果を生み出す仕事であれば、それが「最善の仕事（最善のビジネス）」ということになる。

4.2. 職業選択に対する意識変化とその要因

では、新規高卒者は「良い仕事」を目指すためにどのような職業選択の意識を持っているのだろうか。職業選択は、態度、能力、知恵、一貫性をはじめ、さまざまな因子によって構成される。Super は職業選択することを「職業的成熟 (vocational maturity)」と表現している。職業的成熟とは自分に適切な職業を選択するスキルのレベルを検討すること、すなわち「自己概念の実現の手段を選ぶ」ことであるとしている (Super 1960, 1961)。

この Super の研究を受け、現代職業心理学の代表的研究者である Crites (1969) は、職業選択という言葉を使用する際、(1) 選好 (preference) としての「選択」、(2) 熱望や願望 (aspiration) としての「選択」、(3) 行動としての「選択」(choice)、が混在していることを指摘し、その概念的な整理をしている⁽¹³⁾。また、広井 (1969) は職業選択の意識を、「職業や職業生活をとおして得られるもの、実現されるもののうち、何をどの程度重視しているかという、職業・職業生活に対する態度」と定義し、職業についての主たる考え方の学年的な推移として、中学生の時期には興味や憧れを中心に職業を考える傾向が急激に強まり、外見的・世間的な評価は弱まり、高校生にかけて次第に自己本位的な職業観が発達するという (雇用プロジェクト1995)。Erikson (1973) は心理社会的発達論の視点から、「人間は生まれてから死ぬまで生涯に渡って発達する」という考えから、人間のライフサイクルを表2の8つの段階に分類し、それぞれの段階で獲得すべき課題を設定している。

Rousseau が「第二の誕生」、Goethe が「疾風怒濤の時代」と呼ぶように、青年期 (15～24歳頃)⁽¹⁴⁾ はそれ以前より形成されはじめている自己概念が次第に明確になってくる時期であり、人間が仕事に従事するようになるのは青年期以降のことである。Erikson によれば、この青年期が人間にとって最も重要な時期であるという。ここで獲得すべき発達課題は「同一性」であるが、これはアイデンティティや自己概念と呼ばれる「自分らしさ」の確立を意味している。この時期に価値観や将来の夢、希望の職業を発見することにより、「自分自身」を確立させていくのである⁽¹⁵⁾。

(13) この研究結果は、本来「選択」という行為自体にそうした好みや希望といった側面が絡んでいることを示している。

(14) 青年期は一般的に「若者」や「若年者」と称されることが多いが、近年では社会環境、生活状況の変化等の現状が加味され、30歳～35歳程度までを (広義の) 青年期とする傾向もある。例えば、少年法では少年期を過ぎた20歳～29歳頃まで、厚生労働省の一部資料 (「健康日本21」等) では15歳～25歳頃まで、若年者雇用関連においては青年層に相当する15歳～34歳頃までを「青年期」と定義している。本稿では発達心理学に基づき分類している。

表2 Erikson の「人間のライフサイクル」

第1期	乳児期	基本的信頼 対 不信感
第2期	幼児前期	自律性 対 恥・疑惑
第3期	幼児後期	積極性 対 罪悪感
第4期	児童期	勤勉性 対 劣等感
第5期	青年期	同一性 対 同一性拡散
第6期	初期成人期	親密性 対 孤立
第7期	成人期	生殖性 対 自己停滞
第8期	成熟期	統合性 対 絶望

また、青野も「人は環境に働きかけ、手ごたえを感じるによりさらに働きかけを続ける、そのような内発的動機づけを有する存在である。働くことはその代表的な活動であり、働くことはもっとも人間的な行為である」（青野 2008:18）と主張する。Ginzberg は、発達論的アプローチから自己概念と職業選択に対して指摘している。Ginzberg のアプローチ⁽¹⁶⁾では、(1) 暫定期には自己に与えられた課題としての将来の職業について意志決定を認識し、職業選択は興味から能力、能力から価値観の段階と続いていく、(2) 現実期には個人の特性と社会経済的必要条件が対立するとしているが、その結果の多くは「妥協のプロセス」を経た職業選択であるという（市村 1993:23）。最終的には「個人的特徴という現実と社会という現実が職業概念へと集約」（*ibid.*）されるにせよ、Ginzberg の妥協のプロセスを経た職業選択とそうでない職業選択とは社会的格差や経済的格差の可能性が生じる可能性もある。

4.2.1. 職業を取り巻く外的要因：環境の変化

どのような職業に就くかは個人の自由である。これは基本的人権の一種であり、自由権（経済的自由権）のひとつである日本国憲法第3章第22条第1項「職業選択の自由」⁽¹⁷⁾によって保障されている国民の権利である。国民の権利を主張するかのように、近年、働くことに対する若者の意識が変化している。これは学校を卒業しても定職に就かず、アルバイトで生活する若者が増加の一途を辿っていることから見て取ることができる。アルバイトのみで生計を立てるフリーターには大きく3つのタイプがある。ひとつは、確固たる将来の目標を目指しているが生活のためにフリーターをしている「自己実現型」、二つ目に、漠然とした目標を持ってはいるが積極的にそれに取り組まず、当面はフリーターをしている「将来不安型」、そして、定職に就く気はあるのだが就職難のため正社員になれな

(15) 「『自分がどういう人間か、どういうことができ、どういうことができない人間か』という現実の自己と『自分は将来どういう人間であり、世の中でどういう役割を果たす人間になりたいか』という理想の自己についての自分自身が抱いている映像」（市村 1993:23）に差が生じると、「同一性拡散」という不明瞭な状態に陥ることになる。

(16) Ginzberg のアプローチでは、6～11歳を「空想期」、12～18歳を「暫定期」、18歳以上を「現実期」と設定している。

(17) 第22条第1項「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」

かった「非自発型」がある（永井 2004:57, 山田 2001:124-125）。青野（2008:18）が「現代では、IT化・国際化・産業のソフト化が進行し、職業に高度な技術や知識が必要とされるようになったことから、高学歴化とモラトリアムの延長が進行、職業的自立は容易でなくなった。また、少子・高齢化に備えた労働力確保と構造不況による雇用調整を背景として、若者を中心とした非正規雇用者が増大している」と指摘するように、非自発型に代表される社会的背景も大きな影響要因となっている。

4.2.2. 職業を取り巻く内的要因：意識の変化

「若者の間では自己実現が出来る仕事に就こうとする選職意識が強まっている」（永井 2004:57）理由には、内面的な変化も影響要因として挙げられる。サービス経済社会においてビジネス・パーソンは常に「労働」に励んできた。その典型的な例が「サービス残業」である。「サービス」という言葉の登場により、若手従業員、とりわけ新入社員は「とにかく何でもやれ」と言わんばかりに、給与に反映されないサービス残業を迫られ、労働過多を余儀なくされている。近年においてもこの労働過多の状況は変化していないように見受けられるが、近年のビジネス・パーソンをみると、これまでの働かされているという「労働」意識から自ら働いているという「仕事」意識へとその価値観を変化させている。また、「働くことの意識調査」（社会経済生産性本部 2007）によれば、新入社員の入社意識は、「一流会社」というネームバリューや「会社の将来性」「経営者への魅力」というトップの人柄よりも、「自分の能力・個性が生かせる」「仕事がおもしろい」「技術が覚えられる」といった観点で職場を決定しており、近年では従来の就社意識から就職意識へと価値観を変化させているということがわかる。

さらに、青野が中学生・高校生を対象に行った仕事や職業に対する意識調査（2008）では、「働くことは大人としての義務である」という設問に対し、中学生より高校生の方が働くことを義務だと捉えている。また、「働くことで社会の役に立つのである」という設問に対し、高校生より中学生の方が仕事を社会に役立つ活動だと回答している。さらに、「仕事は人の生きがいになるものである」という設問に対しては、中学生より高校生の方が仕事は生きがいになるものだと考えているという結果が得られている。このことから、中学生から高校生になるにつれ、「仕事は、長い人生にとって生きがいとなるひとつの影響要因にはなるが、社会貢献的なものではなく義務的なものであり、自己実現のための活動でしかない」と捉える傾向が強くなっている。

日本における従来の職業選択では、「一度就職したら定年まで働き続ける」「転職することは恥」であるような風潮が存在したが、これらのことからわかるように、宗方（2002）や青野（2008）が主張するような職業選択を一生に一度の一大イベントではなく、何度も繰り返されるプロセスとなっている。利他的な最善方法、社会貢献の最善方法を「自分の能力を最大限に発揮できる仕事を見つけ、それに従事すること」（Maslow 2001: 387, 391）とするならば、「労働」意識から「仕事」意識への変化、就社意識から就職意識への変化も必然ということがいえる。高等学校（の教員）は、こうした職業選択に対する意識変化と要因について常にアンテナを張り、変化に対応した対策を講じていくことが望まれる。

5. おわりに

高等学校は普通科、専門学科、総合学科の3つに分類されるが、主として「ビジネス」については専門学科のひとつである商業科が担当している。しかしながら、サービス業といわれる第三次産業のみならず、第一次産業であれ、第二次産業であれ、そこには必ず「ビジネス」が関わっている。これが何を意味するのか。それは、将来的にビジネス・パーソンとなる者（高校生）全てがビジネスに関する基礎について理解をしておく必要があるということである。また学問の自由という点からみれば、ビジネス・パーソンとなる者全てがビジネスに関する基礎教育を受ける権利を有するということである。普通科の学校設置科目および総合学科の一部でも「ビジネス」については実施されているが、普通科および総合学科に在籍するほとんどの生徒は、「ビジネス」に触れずに就職することが多い。近年では、社会に出るための教育を「キャリア教育」と呼称することが一般的になりつつあるが、この「キャリア教育」は、旧来使用していた「就職指導」を名称変更したに過ぎない狭義の「キャリア教育」であるにすぎない。「就職指導」は、「どういった将来像を描いているか」、「それに対してどのような計画を立て、準備をしていくか」ということについても触れるが、主として「いかに入り口に辿り着くか（職に就くか）」という対策が主となっていた。要するに「就職指導」は「入口対策」に過ぎないということである。「入口対策」に過ぎない「キャリア教育」であるならば、それは本来ビジネス・パーソンとして必要な「入口を入ってから教育」である「ビジネス教育」は含んでいないということになる。

ビジネス教育について、Lyon (1922) や Tonne (1970) が主張するように、ビジネス・パーソンが受ける教育、またビジネス・パーソンを今より良いビジネス・パーソンにするための教育は、それが学校の内で行われようが外で行われようが、すべてその人にとってはビジネス教育であり、どのような学習レベルにおいてもすべての教育目標を達成する援助を行う一方で、生徒がビジネスキャリアに入れるように準備させ、キャリアに入った生徒がより有能な活動ができるようにし、より高い雇用レベルへの昇進を助けることを主要な目的とする一種の訓練のようなものでなければならない。河内が「商業をビジネスとしてとらえるならば、それは産業や職業としての範囲にとどまらず、経済活動に直接に関連しない社会的諸活動や消費生活の面にもおよび、広く人間生活のあらゆる面において必要とされるものである」（河内 2008:36）と述べるように、高等学校には、ビジネス・パーソンとしての社会生活のみならず、人間生活を送るためのビジネス教育（ビジネスに関する基礎的教育）を指導する責任がある。

キャリア教育は、学校に勤務する全ての教員が担当し、生徒を支援することになるが、教員全員がビジネス教育を指導できるかといえばそうではない。高校生がビジネス・パーソンとなるための権利を行使するためには、狭義の「キャリア教育」から広義の「キャリア教育」にシフトチェンジしなければならない。そのためには、高等学校教育全体にビジネス教育を導入するための基盤整備（ハード・ソフトの両面）に取り組むことが必要である。そして、これらの基盤を整備し現状をカバーすることがESRを果たすことにつながるといえるだろう。

参考文献

- 青野篤子 (2008) 「ジェンダーの観点からみた中学生と高校生の職業態度」『心理科学』第29巻, 第1号, 心理科学研究会, pp18-31.
- 荒牧草平 (2002) 「現代高校生の学習意欲と進路希望の形成：出身階層と価値志向の効果に着目して」『教育社会学研究』第71集, 日本教育社会学会, pp5-23.
- 市村洋子 (1993) 「青年期の職業観の発達」『青年心理学研究』第5号, 日本青年心理学会, pp20-26.
- 今井重孝 (1990) 「中等教育の類型的把握の試み：日, 米, 英, 西独, 仏」『教育社会学研究』第46集, 日本教育社会学会, pp127-142.
- 春日井敏之 (2006) 「大人との関係を通じた子どもの自己形成：「つながり役」と「つなぎ役」, 上里一郎監修, 都筑学編『思春期の自己形成：将来への不安のなかで』ゆまに書房, pp173-208.
- 苅谷剛彦 (1988) 「『能力主義』に囲まれて：高卒就職者の職業配分と学校に委任された『教育的』選抜」『教育社会学研究』第43集, 日本教育社会学会, pp148-162.
- 河内満 (2008) 「教科「商業」におけるビジネス教育の系譜」『日本商業教育学会第19回全国大会プログラム』日本商業教育学会, p36.
- 杉村芳美 (1997) 『「よい仕事」の思想』中公新書.
- 寺崎里水 (2008) 「キャリア教育とジェンダーに関する一考察」『日本教育社会学会大会発表要旨集録』日本教育社会学会, 第60号, pp23-24.
- 寺田盛紀編著 (2004) 『キャリア形成・就職メカニズムの国際比較：日独米中の学校から職業への移行過程』晃洋書房.
- 永井広克 (2004) 「若者の職業意識」『人文社会学部紀要』富山国際大学, pp57-67.
- 永露陽子 (2007) 「学校および産業界におけるキャリア観の比較：学校教育と職業生活の接続に着目して」『第66回日本教育学会大会研究発表要項』, 日本教育学会, pp142-143.
- 中村容子 (1998) 「進路選択過程における性差の形成要因について：高等学校を中心として」『上越社会研究』第13巻, 上越教育大学社会科教育学会, pp101-110.
- 日本労働研究機構 (1995) 「サービス経済化の進展と雇用・就業構造の変化」プロジェクト『職業としてのサービス』調査研究報告書, No. 62, 第四章.
- 広井甫 (1969) 「青年期における職業観の発達」『進路指導』第42巻, 第8号, pp12-17.
- 宗方比佐子 (2002) 「職業の選択」『キャリア発達の心理学：仕事・組織・生涯発達』宗方比佐子・渡辺直登編著, 川島書店, pp13-29.
- 理科教育及び産業教育審議会 (1998) 「今後の専門高校における教育の在り方等について(答申)」.
- 山田昌弘 (2001) 『家族というリスク』勁草書房.
- A. H. Maslow, 金井壽宏監訳, 大川修二訳 (2001) 『完全なる経営』日本経済新聞.
- Crites, J. O. (1969). *Vacational Psychology: The Study of Vacational Behavior and Development*. Mc-Grow-Hill.
- C. S. Lewis, 西村徹訳 (2004) 『新装版・栄光の重み』C. S. ルイス宗教著作集, 第8集, 新教出版社.

- E. H. Erikson, 小此木啓吾訳, 小川捷之, 岩男寿美子訳 (1973) 『自我同一性：アイデンティティとライフサイクル』 誠信書房.
- H. A. Tonne, (1970). "*Principle of Business Education, Fourth Edition.*", McGraw-Hill Book, Inc..
- L. S. Lyon, (1922). "*Education for Business.*", The University of Chicago Press.
- Super, D. E., Overstreet, P. L. (1960), "*The vocational maturity of ninth grade boys.*" Columbia Univ.
- Super, D. E. (1961), "*The psychology of careers.*" Harper.

[抄 録]

高等学校における公教育の社会的責任
—「学校から社会への移行」という視点から—

Education's Social Responsibility in High School
—From the Viewpoint "Shift from the School to the Society"—

濱 野 和 人

現在の学校教育は、「創意工夫ある教育」と「健全な経営」のバランスが重要だと言われている。高等学校教育においても、「創意工夫ある教育」推進のために、現場判断による教育環境やカリキュラムが提供されるようになった。しかしながら、激化する生存競争の中で高卒生の早期離職率5割という状況を鑑みると、「健全な経営」を行っているとはいい難い。

本稿では「創意工夫ある教育」と「健全な経営」を別々に考えるのではなく、「創意工夫ある教育を行うための健全な学校経営」として捉え、高等学校における「公教育の社会的責任」(ESR)について検討を行った。具体的には、「学校から社会への移行」という視点から、ESRのひとつである「学校教育の機能・構成要素としての職業教育」が果たされているか検討を試みた。